

鳥栖市長 殿
鳥栖市教育長 殿

鳥栖市立中学校いじめ重大事態調査報告書 に対する意見書（被害生徒所見）

令和8年4月6日

被害生徒		佐藤	和威
同代理人 弁護士		辰巳	裕規
同 弁護士		迫田	登紀子
同 弁護士		立花	隆介

第1. 総論

1. 評価できる点

令和8年3月26日に鳥栖市いじめ問題対策委員会が答申した「鳥栖市立中学校いじめ重大事態調査報告書」（以下、「調査報告書」と言います。）は、被害生徒（当時中学1年）が同級生から受けてきた暴力行為等について、「甚大な肉体的、精神的苦痛を与える」「極めて重大」な「非常に深刻ないじめ」であったと明確に認定しました。

また、PTSDの発症についても、主治医外3名によるPTSDの診断を詳細に引用しつつ「いじめによって、精神的苦痛を受け、精神症状を発症して通院を余儀なくされた」「重篤な精神的ダメージを抱え」と認定し、PTSDの発症を事実上肯定しています。

さらに被害生徒やその家族に対する「誹謗中傷、嫌がらせによる二次被害」についても認定し、「不特定多数による誹謗中傷は、今なお被害生徒やその家族を苦しめている」と言及しています。

これらの認定は、被害生徒がこれまで訴え続けてきた被害について委員会が正面から向き合いこれを事実であると認めたものとして評価いたします。

また、調査報告書では、いじめの早期発見が出来なかったこと、徹底した事実調査を欠いた形式的な「謝罪」が事態を悪化させたこと、被害生徒に寄り添った支援体制が不十分であったこと、教育委員会による調査がなされていないことなど学校・教育委員会の事後対応の問題点も多々指摘されています。

そして「教員らにいじめに気づいてもらえなかった」「再々被害を訴えたが納得のいく調査をしてもらえなかった」「学校復帰できなかった」「自身の精神症状すら理解してもらえなかった」ことが被害生徒の精神症状を更に悪化させたことも認めています。

このように学校・教育委員会の事後対応による加害責任を認めている点も評価できます。

2. 残された課題

他方で、調査報告書では、なぜ学校・教育委員会がいじめに対して認識不足であったのかについて十分な説明はなされていません。

調査報告書自体が認めているとおり、仮にいじめ発覚当時に適時に第三者委員会による十分な調査と事実確認がなされていれば、いじめの発生要因やいじめが見逃された原因等について、より詳細な分析がなされたと考えられます。

また被害生徒の精神状態の悪化も軽減できたはずですが。

調査報告書に不十分な点がある大きな原因は適時に徹底した事実確認を行わなかった教育委員会にあると考えますが、なぜ被害生徒保護者からの再三の要請にもかかわらず、教育委員会はその時点で第三者委員会による調査を行わなかったのかその理由が明らかにされる必要があります。

また、犯罪行為に等しいとまで述べていた教育委員会が、なぜ民事訴訟においては一転して「軽微なふざけあい」などと公に主張するに至ったのかについても理由が明らかにされる必要があります。

このように調査報告書には残念ながら不十分な点もあり、そのことについて項を改めて述べていきます。

3. 今後に向けて（教育委員会及び市長に望むこと）

被害生徒や家族は、今後、教育委員会が調査報告書の内容を検証するにあたっては、まずは、調査報告書に対する本意見書の内容も踏まえて行ってもらいたいと考えています。

また、被害生徒や家族は、教育委員会に対して、改善策を実施するための機関を早急に立ち上げること、本件いじめについて被害生徒や家族に対する誤解や偏見を払拭し、今なお精神症状や誹謗中傷に苦しむ被害生徒を支援するための窓口を設置することなどを求めていく所存です。

そして、教育委員会が、上記の各施策を検討し、実施していくに当たっては、被害生徒や家族らとの対話なく行われるべきではなく、被害生徒や家族らと共同して検討等がなされるべきであると考えています。被害生徒や家族としても、教育委員会との間で対話し共同して検討等を行う用意はあります。

鳥栖市長におかれても、教育委員会と異なる立場からリーダーシップを発

揮し、調査報告書の検証、その提言等を踏まえた各施策の実施に是非とも力をお貸しいただきたいと考えています。

鳥栖市長及び教育委員会においては、どうか、本件のような深刻ないじめ被害が二度と起こらないようにするために尽力していただきたいと願います。

第2. 各論（不十分な点）

1. 「第2 基本方針」「3 当時の学校の状況及び社会背景」「(2) 当時の社会背景」（10頁以下）

「(2) 当時の社会背景」では、2011年10月に大津いじめ事件が起こったことを受けて文部科学省が発出した通知が掲げられている。しかし、これらの通知が学校関係者において周知がされていたのかについての検証がなされていない。

また、2013年6月に成立し同年9月に施行されたいじめ防止対策推進法、同年10月に文部科学省が策定したいじめ防止等のための基本的な方針が学校関係者において周知がされていたのかについての検証もなされていない。

2. 「第3 本件の全容」「1 いじめの加害の状況」（14頁以下）

(1) 「(3) 当委員会のいじめの事実認定と評価」（17頁以下）

「(3) 当委員会のいじめの事実認定と評価」では「当委員会においても、本件いじめは軽微なものではないと考える。ひとつひとつの加害行為の中には、第三者から見れば一見些細に見えることもあるかもしれないが、これらの行為が、裁判で被告となった生徒以外の生徒を含む多数の生徒らから、入学以来約7か月間にもわたって繰り返し行われてきたことを思えば、被害生徒にとっては、甚大な肉体的、精神的苦痛を与えるものであったと認められる。」とする。

付言するに、判決で具体的に認定された行為や別紙1及び別紙2に記載された行為を見ると、それひとつだけでもおよそ些細なものではなく極めて犯罪行為に等しい危険なものが多々存在していることに留意されるべきである。

(2) 「(4) 本件いじめにおける生徒の関係性」（18頁以下）

「(4) 本件いじめにおける生徒の関係性」では加害生徒同士の関係性や加害生徒らと被害生徒の関係性について述べられているが、加害生徒各自がいかなる背景を持った生徒であったのか、被害生徒がいじめ被害に遭う以前はどのような生徒であったのかなど個々の生徒に着目した分析がなされていない。

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」においては「事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにす

る」「また、児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（発達的な特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい」とされているが、個人的な背景についての言及がなされていない。

3. 「第3 本件の全容」「2 いじめの被害の状況」（18頁以下）

（1）「2 いじめの被害の状況」（18頁以下）

「2 いじめの被害の状況」では、判決では認定されていない事実についても、被害生徒の供述や聴き取りに基づき、一定の信憑性があると判断されている点については評価できる。

（2）「（3）誹謗中傷、嫌がらせによる二次被害」（23頁以下）

「（3）誹謗中傷、嫌がらせによる二次被害」について言及している点も評価できる。

（3）「（4）被害生徒の中学卒業後から現在の状況」（24頁以下）

「（4）被害生徒の中学卒業後から現在の状況」では、家族や高校教員、支援者たちのサポート下で登校を続けることができたこと、加害者が通う高校の校長と被害者が通う高校の校長が綿密に連携し慎重な配慮がなされたこと、被害者が通う高校では安全の配慮がなされていたこと、高校では管理職、担任教員、鳥栖警察署員、民間の支援団体スタッフ、主治医、臨床心理士、被害生徒の保護者を交えた支援会議が何度も開かれていたことが紹介されている。他方で、被害生徒のいじめ事件に関しての中学校から高校への引継ぎは全くなかったことが認められている。なぜ、高校では実現できた支援の取組が、中学校ではできなかったのか、なぜ高校への引継ぎがなされなかったのかについての分析はなされていない。

4. 「第4 学校の対応とその問題点」「2 本件発覚までの対応について」（29頁以下）

（1）「（1）早期発見ができなかった問題点」（29頁以下）

「（1）早期発見ができなかった問題点」では鳥栖市及び学校側が加害生徒らのいじめ行為を「悪ふざけ、ちょっかひにあたる軽微なもの」とみていた理由について「いじめ問題への認識不足があった」としているが、なぜ「認識不足」となったのかについての分析が全くなされていない。

（2）「（1）早期発見ができなかった問題点」「②生徒同士の関係性を見抜けなかったこと」（31頁）

「②生徒同士の関係性を見抜けなかったこと」では、当時の学級の状況について「やりたい放題にふるまったり学級崩壊のような状態になったことはない」、複数の教員が、学級の様子は「とりたてて騒がしい学級ではな

い」「目立って荒れていた学級ではない」「授業中騒がしくなったことはあっても、どの学級でもあるような程度」と教員らは述べているとある。しかし、教員らの感度や学校全体の状態により、どの程度をもって「学級崩壊のような状態」「とりたてて騒がしい」「目立って荒れていた学級」「授業中騒がしくなった」等と評価するのは極めて主観的なものである。実際には、学級崩壊に近い状態にあったのではないか。教員らの供述のみに依拠し、当時の学級・学校（他のクラスや学年を含む）の状態についての客観的な分析がなされていない。この点、西九州大学大学院臨床心理コース教授1名及び大学院生6名による「心の相談員配置事業」として、2014年2月10日から同年3月19日までの間に合計で10日間、午前8時30分から午後1時30分までの間、校内や保健室を巡回し生徒たちと交流をもち観察した調査結果（西九州大学観察記録）では、「教室を飛び出しウロウロする生徒や喫煙をする生徒がいたこと、保健室、相談室に来る生徒たちに話しかけたことが記録として書かれている。学校全体の印象として、「基本的な授業のしつけができていない」「授業の成立が困難」「生徒たちの意味のない笑顔と教職員の笑顔の見えないアンバランス」「教職員間の不信感、疲労感、イタチごっこへのいら立ちなどメンタルヘルスが気になる」等が記載されている（53頁以下）。この観察記録を手掛かりにより詳細に当時の学級の状態を分析することができたはずである。

(3) 「(2) 問題の背景にあるいじめへの認識不足」(32頁以下)

「(2) 問題の背景にあるいじめへの認識不足」についても、なぜ「認識不足」となったのかについての分析が全くなされていない。

また、教員らが「加害生徒たちは、生徒指導上、大きな課題のある生徒ではない」「加害者たちは、生徒指導では、いわゆる一軍ではなく、二軍か三軍の子たち」「万引きや教師への暴言もない」「授業を妨害したり、他の生徒に危害を加える生徒ではない」「学年には対応が困難な生徒もいたが、この件(いじめ)に関わるような生徒ではない」「加害生徒たちも被害生徒も小学校からの引継ぎでも特に何もなかった」「加害生徒たちよりひどい生徒はたくさんいた」「教員らにとっては、加害生徒のほかに、生徒指導上さらに困難な生徒がおり、そういった生徒と比較すれば、加害生徒たちは、「あまり問題のない生徒」として見ていた」ことを前提に、いじめ問題への認識不足を論じている（34頁以下）。しかし、加害生徒らが行っている学校内外でのいじめ行為の危険性や他の同級生においてもいじめ被害にあっている生徒が複数存在することに鑑みると、加害生徒らは決して「二軍」「三軍」のような「あまり問題のない生徒」とは到底言えないのではないか。荒れた学級で皆「一軍」のような状態で、教員らの感覚がマヒしていたの

ではないかとの疑問がある。あるいは加害生徒よりも問題のある「一軍」とはどのような生徒であったのか、同時期に発生していた他の生徒へのいじめや他の生徒の問題行動などについての分析がなされていない。

そして、「孤立化→無力化→透明化」の最終段階では、いじめが日常化し、加害者や周囲の大人に見えても「いじめ」として認識されなくなり、被害者は孤立と諦めの中で尊厳を失うこと、被害生徒は、「僕がいじめられているときに、先生はこっちを見ていたのに、僕がいないみたいになっていた。僕が注意されたときもあった。先生に相談しようとしてもできなかった。あのときの僕は一体どうすればよかったのだろう」と深い絶望感を覚え、今でもその瞬間から抜けられないと述べていることへの言及はあるが(35頁以下)、いじめを見て見ぬふりをしたこと自体が、加害生徒らのいじめ行為をエスカレートさせる、いじめへの加担となることへの指摘が欠けている。

(4) 「(3) 組織的な問題点について」(35頁)

「(3) 組織的な問題点について」では、「文科省からの通知等により、当時は、いじめの早期発見の重要性が指摘されていた時期である。「いじめはどの生徒にも起こりうる」という前提から、教員側が生徒のいじめのサインを見逃しているのではないかという危惧や危機意識をもってれば、本件いじめにも早期に対応できた可能性があったと考えられる。被害生徒側は、学校側は、いじめを「意図的に隠ぺい、放置」したととらえているところ、当委員会の調査では、それが意図的なものであるとは認められなかった。しかし、当委員会としては、むしろ、学校側がいじめへの疑いをもてなかったことが大きな問題点であると指摘する」とまとめられている(37頁)。しかし、なぜ「いじめへの疑いをもてなかった」かについての探求がない。被害生徒は暴力を受けている様子を担任が見ていたが何もしてくれなかったことをはっきりと覚えている。なぜ「疑いをもてなかった」のかが解明されない限り、被害生徒としては「意図的に隠ぺい、放置」されたと感じざるを得ない。

5. 「第4 学校の対応とその問題点」「3 発覚後の対応の問題点」

(1) 「(2) いじめ問題への認識不足」(41頁以下)

「(2) いじめ問題への認識不足」では、学校側が、なぜ誤った事後対応となったのかについて「いじめ問題に対する認識の欠如」とするが、なぜ「認識の欠如」となったのかについての分析がなされていない。

(2) 「(4) 第三者委員会による調査要請もしなかったこと」(44頁)

「(4) 第三者委員会による調査要請もしなかったこと」では、2013年3月4日のスクールソーシャルワーカーの所感として第三者委員会の調査が

必要ではないかと極めて常識的な意見が述べられているようであるが、この意見がなぜ採用されなかったかについての言及がない。

(3) 「(5) 小括」(44 頁)

「(5) 小括」では「被害生徒側は、「責任回避という組織的防衛的意図のもと、事態の沈静化を図ったもの」と主張しているが、当委員会の調査ではそれが意図的なものとは判断できないものの、徹底した事実確認を欠いたまま形式的「謝罪」を先行させた方法は、生徒指導上、いじめの対応として極めて不適切であったと考える」としている。しかし、形式的な謝罪を先行させ、あるいは被害生徒の被害やニーズを踏まえない形ばかりの不登校状態の解消を急ぎ、前提となるべき徹底した事実確認をしないことは、被害生徒に泣き寝入りを強いる「事態の沈静化」そのものと言わざるを得ない。

6. 「第4 学校の対応とその問題点」「5 学校復帰及び進路保障について」 「(2) 「被害の重大性の認識不足」(53 頁以下)」

「(2)」では、被害者が重篤な精神症状で苦しんでいることを学校側が十分に理解できていなかった、被害生徒の不登校について、その原因をいじめだけでなく、母親にあるという誤った認識をもっていた理由を「そもそもいじめの重大性の認識が弱いからである」とする。しかし、なぜ「いじめの重大性の認識が弱い」のかについての分析がない。

また、調査委員会の聴き取り調査において、複数の教員が、「授業に来なくなったのが残念だった。母の意向と思っていた」「本人の精神状態について、主治医は母親の言いなりなので、その話はあまり信用していなかった」「本人の精神状態について、いじめが発覚したころは、当初の本人からの個別聴き取りの際の様子などから、問題なく学校に来られると思っていた」「母親の影響で家に閉じこもる生活をしたために、日に日に落ち込んでいったのだろうと思う」と述べていたとのことであるが(54 頁)、教員らが現在もこのような誤った認識を持っているのであれば大問題であり、直ちに誤った認識の是正が必要である。同様に、ある教師は、「主治医が言うことは、ほぼ母親が言うことと同じことだった。医者としての見解として受け止められなかった」「支援団体は、依頼した際には、最初は『被害生徒と信頼関係ができれば両者をつなぐようにします』と言っていたが、被害生徒家族にべったりになり、大外れだった」「支援団体は母親に振り回されて、かえって事態を混乱させた」と述べていた(55 頁)ともあるが、この教員が現在もこのような誤った認識を持っているのであれば大問題であり、直ちに誤った認識の是正が必要である。

調査報告書では、医師や臨床心理士を含む不登校支援の専門家が被害生

徒の精神症状を何度となく伝えているにも関わらず、学校側は、それらを信用せず、全て被害生徒の母親の「言いなり」と決めつけた。それは、地域住民の間に広がっていた「母親が裁判のため我が子を学校に行かせないようにしていた」というストーリーと奇しくも重なっていったとあるが（55頁）、「奇しくも」重なっていったというよりも、教員らの誤った認識が流布され地域住民の間に広がったと端的に認めるべきである。そして、今なお続く被害生徒や家族への誹謗中傷が教員らの誤った認識に端を発していること、学校関係者に誹謗中傷に対処する責任があることを認めるべきである。

7. 「第5 教育委員会の対応とその問題点」（58頁以下）

（1）「3 学校へのサポート不足」（61頁以下）

「3 学校へのサポート不足」では「なお、教育委員会は、前述のとおり、マスコミ対応において重大ないじめであったことを述べながら、後の裁判では、加害生徒の行為は「悪ふざけ、ちょっかひにあたる軽微なものであって、違法なものとは認められない」などと主張している。訴訟でそのような主張をした理由は調査結果からも明らかにならなかったが、本件の各行為を悪ふざけ、ちょっかひにあたると公に主張することは、鳥栖市のいじめに対する認識が不十分であることを表明するものであり、信頼を損なうことになりかねない。また、なにより、そうした主張は被害生徒をさらに傷つけるものであることを認識する必要がある」（62頁以下）とする。しかし、鳥栖市教育委員会の訴訟担当者や当時の校長（なお、エアガンは痛くないなどとする写真を証拠提出していた）あるいは弁護士との打合せ記録などを確認すれば、訴訟対応の過程は一定程度判明するはずである。仮に法的責任を争うとしても、学校・教育委員会が把握したいじめ行為の存在自体は認めつつ、教員の認識可能性を争う対応をするのが一般的と思われる。公的機関が当事者となる訴訟では、勝訴さえすればよいというのではなく、行政機関の公権的な判断に基づき公正な訴訟遂行が求められる。鳥栖市の応訴態度が被害生徒を更に苦しめたことは猛省すべき事項であるし、その原因は徹底的に解明されなければならない。

（2）「4 被害生徒に寄り添った支援体制の不十分さ」（62頁以下）

「4 被害生徒に寄り添った支援体制の不十分さ」では、「この点に関連して、内部資料や関係者からの聴き取りからは、教育委員会の関係者及びケース会議への参加者の中には、被害生徒の保護者の態度について、「保護者が学校等を敵視し、被害生徒の事態を改善させようという姿勢に欠ける」と考えていたことがうかがえる。事件から約1年が経過した時点でなされた関係者間のメールのやりとりでは「（保護者の）一連の流れを

聞いて、前向きにとらえる状況報告はことごとく排除したいのだろうと言う印象を受け、非常に違和感を感じている。あれでは（状況が好転していくこと）を嫌がってらっしゃるようにしか思えませんでした。」「そんなに危機感があるのなら四六時中、少なくとも誕生日の前後には張り付きで一緒にいるべきではなかったの。という疑問を抱いた」という内容が残されている」とある。現在も学校関係者にこのような誤った認識があるのであれば大変危険であるから、その誤った認識は早急に是正されなければならない。

(3) 「5 教育委員会による調査がなされていないこと」(63 頁以下)

「5 教育委員会による調査がなされていないこと」では「教育委員会や学校でそれが困難であれば、遅くとも被害生徒から第三者による調査を求められた2013年9月30日の後には、いじめ重大事態と認定し、調査を行うべきであった（重大事態調査を義務付けるいじめ防止対策推進法は2013年9月28日に施行されている。）。仮に十分な事実確認ができていれば、被害生徒の支援がいじめの実態に即したより効果的なものとなった可能性がある。また、被害生徒らの求めに応じて第三者による重大事態調査がなされていれば、本件いじめの発生要因、加害生徒、被害生徒及び傍観者的な生徒の人間関係等を含めたいじめの構造、いじめが見逃された原因等について、より詳細な分析がなされたと考えられる」とされている。しかし、なぜいじめ重大事態と認定しなかったのか、その判断過程が明らかにされていない。不登校状態は施行後も継続しているし、今回いじめ対策法に基づく調査がなされていることに鑑みても、当時においても法律上これを行う義務があったことは明らかである。また学校復帰を優先させるとしても、その前提として徹底した事実調査が必要となる。結局、被害者を泣き寝入りさせ、被害者のニーズに合わない復帰を押し付けることにより「鎮静化」をもくろんだと端的に認めるべきである（いじめを見て見ぬふりすることも、発覚後形式的な「謝罪」を先行させることも、事実調査を行わず学校復帰だけを急ぐことも、すべて被害者を泣き寝入りさせた形での「鎮静化」が組織風土として蔓延していたことを示すものである）。

8. 「第6 提言」「2 事実確認のための調査の在り方」「(1) 現状」(70 頁以下)

「(1) 現状」では、鳥栖市及び佐賀県のいじめ防止対策の取組が記載されているが、具体的にどのような取り組みが実施されているか、それが効果的であるかについて詳細な分析がなされるべきである。

また、いじめの認知件数が増加し続けているとの記載はあるが、本件い

じめ時点ではどうであったのか、また当該校のいじめの認知件数など具体的に言及されるべきである。

9. 「3 学校のいじめ防止対策について」(75 頁以下)

「3 学校のいじめ防止対策について」では「(1) 道徳教育の現状と課題」「(2) 安心安全な学校づくり、そのための生徒指導」「(3) いじめ問題への教員研修の充実」が掲げられているが、学校関係者自体においていじめへの「認識不足」があっては、道徳教育も安心安全な学校づくりも生徒指導もできない。まずは学校関係者全体の「いじめ問題の理解の徹底」が掲げられなければならない。その際には本報告書も教訓とされるべきであり、周知徹底させるとともに、未だに誤った認識をした学校関係者がいるのであればその認識を直ちに改めさせる必要がある。

10. 「4 教育委員会のいじめ対策について」「(3) 他機関との連携づくり」(80 頁)

「(3) 他機関との連携づくり」では、教育委員会から独立した外部組織や子どもの権利に関する条例についての提言がある。この実現のためには市長部局の関与が不可欠となる。被害生徒やその家族の支援も含めて、教育委員会だけでなく市長部局においても被害生徒と協議をする窓口を設けることを要望する。

11. その他

この意見書(所見)については、答申書とともにホームページにて公開することを求める。公開期間は少なくともこの答申書の提言に基づいた改善が実現するまでとすべきである。

以 上